

第11回 池袋地区駐車場地域ルール運用委員会

議事録

I. 日 時：令和7年11月11日（火）10:00～11:10

II. 場 所：としま区民センター4階 会議室403（TeamsによるWeb参加を併用）

III. 委員名簿：

区分	所属・役職	氏名	備考
学識経験者	日本大学理工学部 土木工学科教授	大沢 昌玄	出席
〃	埼玉大学大学院 理工学研究科准教授	小嶋 文	Web出席
警視庁	警視庁 池袋警察署 交通課課長	高山 和尚	欠席
〃	警視庁 巣鴨警察署 交通課課長	村田 裕昭	欠席
〃	警視庁 目白警察署 交通課課長	大竹 修司	欠席
東京都	東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課長	上原 伸一	代理
〃	東京都 都市整備局 都市基盤部 モビリティ政策課 交通計画調整担当課長	新妻 基晴	代理
商業者代表	豊島区商店街連合会	高濱 晴彦	出席
町会代表	豊島区町会連合会 副会長	木内 晴一	出席
区	豊島区 都市整備部長	近藤 正仁	出席
オブザーバー	国土交通省都市局街路交通施設課街路交通施設安全対策官	高濱 康亘	代理 Web出席
〃	公益財団法人東京都道路整備保全公社 総務部公益事業課長	竹澤 康	代理

IV. 議事次第

- 1 開会
- 2 報告事項
 - 令和 7 年度上半期の活動報告（一般社団法人池袋地区駐車場地域ルール運用協議会）
- 3 議案
 - 令和 8 年度地域の駐車・交通対策実施計画（案）（一般社団法人池袋地区駐車場地域ルール運用協議会）
- 4 その他
 - 池袋地区駐車場地域ルール運用委員会のスケジュール（予定）（豊島区）
- 5 閉会

V. 配布資料

- 資料 1 第 11 回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会 報告資料
資料 2 第 11 回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会 議案書
資料 3 池袋地区駐車場地域ルール運用委員会 のスケジュール（予定）
別紙 1 令和 8 年度サンシャインパーキングと連携したまちなか回遊促進事業
別紙 2 令和 8 年度アニメイト通り周辺荷さばきルール啓発活動
参考資料 1 第 10 回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会 議事録
参考資料 2 第 11 回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会 委員等名簿
参考資料 3 池袋地区駐車場地域ルール運用委員会設置要綱
池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアル（令和 7 年 3 月改定）

VI. 議事概要

○開会

（事務局）

- ・今回より新たに就任された委員についてご紹介いたします。

東京都 都市整備局 都市基盤部 交通計画調整担当課長 新妻 基晴 委員

国土交通省 都市局 街路交通施設課 街路交通施設安全対策官 高濱 康亘 委員

本日は高濱委員の代理で和田様が WEB よりご参加いただいております。

- ・本日の会議では、議事次第に記載の「報告事項」及び「議案」についてご説明させていただきます。

○会長挨拶

（大沢会長）

- ・次第に沿って進めます。まずは、事務局より本日の委員会の運営等について、説明をお願いします。

○本委員会の運営について

(事務局)

- ・本会議は、豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、原則公開としていますが、報告事項「令和7年度上半期の活動報告」については、「豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の2」・「豊島区行政情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について審議を行う場合」に該当するものと判断し、非公開としております。

○傍聴者の確認

(大沢会長)

(傍聴希望者なし)

○一般社団法人池袋地区駐車場地域ルール運用協議会事務局より「報告事項」の説明

※非公開

○一般社団法人池袋地区駐車場地域ルール運用協議会事務局より「議案」の説明

討議内容は以下のとおり。

(東京都都市整備局都市基盤部交通計画調整担当課長（代理）)

- ・1点目は、別紙2P3 「※令和3年（策定後）は、令和1年（策定前）と比較し路上駐車が約15～16%減少」とありますが、それ以降の継続的な調査等あれば教えて欲しい。もし調査されていなければ、どこかのタイミングで効果が出ているのか改めて調査できるとよい。効果が上がっていないのであれば、荷さばきルールの内容自体を実態に合わせて検討したほうが良いという話にもなるかと思う。

2点目は、P4にコインパーキングに貨物車専用枠が示されていますが、豊島区として借り上げて実施した事例があるのかお聞きしたい。

(事務局)

- ・1点目につきましては、以降実態調査していないので、予算化しながら実態の数字を押さえていきたいと思います。2点目は、民間の駐車場等で共同荷さばきのスペースをイメージしています。例えば、この区民センターの1階にも登録制の時間貸し共同荷さばきを設置しており、そのイメージで記載しています。

(大沢会長)

- ・ぜひ実態調査を実施していただきたいと思いますが、今回の提案事業費を使用して実態調査を実施することは可能か。

(事務局)

- ・提案事業は、荷さばきルール運用協議会で議論した上で、こちらの地域ルール運用委員会へ上げてくる流れになっております。来年度の事業内容については、既に荷さばきルール運用協議会で議論しているため、再来年度に実施できるように、来年度の荷さばきルール運用協議会で議題として挙げて議論したいと考えます。

(大沢会長)

- ・別紙1 サンシャインパーキングを活用した回遊促進事業で、前回はIKEBUSの利用を醸成す

のことだったかと思いますが、今後の池袋全体のまちづくり施策として、隔地の駐車場の在り方として非常に重要な取り組みであると考えます。

周知活動として、区 HP 掲載や広く色々な方々や IKEBUS の利用者以外のサンシャイン利用者にとっても IKEBUS を利用して街なかで買い物や食事しても駐車料金の割引が受けられる等を分かっていただき、「サンシャイン+街なか」という行動ができると非常に良いと考えます。サンシャインの利用者にも周知いただきたいし、池袋へ来ていただいた方が、サンシャインパーキングに停めて街なかに繰り出すという流れも良いと考えます。

(東京都都市整備局市街地建築部建築企画課長（代理）)

- IKEBUS の乗車券と 2 時間駐車サービス券の割引額について、割引額の方が乗車券より高い気がする。IKEBUS の乗車券が車内でしか買えないかは分からないが、本当に乗ったのか確認をとれるのか、その方法を教えて欲しい。

(運用協議会事務局)

- IKEBUS の 1 日乗車券は 500 円です。昨年度は逆に IKEBUS の 1 日乗車券を無料で配布する事業でありまして、周知が足りなかったこともあります利用が伸びませんでした。今回は、駐車料金を支払う時に、当日の 1 日乗車券を見せると 2 時間駐車サービス券をいただけるので、IKEBUS に乗らずに買う人がいるのかという事はあるが、1,100 円の差額は出ることになります。

(事務局)

- 補足させていただくと、IKEBUS の 1 日乗車券を購入し、年代・世代・乗車してどうだったか等の感想含めてアンケートに回答する人に 2 時間駐車サービス券をお渡しするようになっていきます。性善説ではありますが、乗っていただけるのかと考えます。

(運用協議会事務局)

- 一人で購入するのか、家族で購入するのかもあります。

(東京都都市整備局都市基盤部交通計画調整担当課長（代理）)

- 例えば 4 人で来た時に、4 人とも乗車券を購入した場合でも、割引券は 1 枚なのか。

(運用協議会事務局)

- 1 台につき 2 時間の割引券で考えています。

(大沢会長)

- 池袋へ来ていただく、池袋へ外出していただく、サンシャインに来て、サンシャインだけではなくサンシャインから足を延ばしていただくという行動ができることによって、池袋・豊島区全体の地域の利益を目指していくればという中での活動であると考えます。まだ始まって 2 年目であり、IKEBUS に助成する方が効果的であったり、半々であったり等、将来のまちづくり計画を考えながら長期的に実施していただければと考えます。
- 他に質問等はございませんか。

(一同)

- なし。

(大沢会長)

- 今回 2 点、助成事業と提案事業として挙がってきておりまして、運用委員会としては承認し

たいと思いますがいかがでしょうか。

(一同)

- ・異論なし。

(大沢会長)

- ・特に異論がございませんので、承認されたものとさせていただきます。

- ・広く周知いただき、多くの方に利用していただければと思うのでよろしくお願いします。

VII. その他

○事務局より

「その他：池袋地区駐車場地域ルール運用委員会のスケジュール（予定）」の説明

討議内容は以下のとおり。

(大沢会長)

- ・事務局からの説明に対するご意見や質問等はございませんか。

(一同)

- ・なし。

(大沢会長)

- ・特にご意見がなければ、事務局より連絡事項をお願いします。

○事務局より

【その他連絡事項】

(事務局)

- ・事務局より 3 点、連絡事項がございます。

・1 点目は、本委員会の議事録につきまして、作成次第、皆様に確認のご依頼をさせていただきますので、ご協力の程、よろしくお願いします。

・2 点目は、今回の委員会につきまして、令和 8 年 3 月頃の開催を予定しております。 詳細につきましては、改めてご連絡させていただきます。

・3 点目は、報酬のお支払いにつきまして、本委員会は、「豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、ご出席いただいた委員の方へ報酬をお支払いいたします。

- ・事務局からの連絡事項は以上です。

(大沢会長)

- ・これですべての議事が終了しました。

- ・以上をもちまして、「第 11 回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会」を閉会します。

以上